

外国人留学生の全国高校総体大会参加について

平成22年12月3日 全国高体連理事会決定

外国人留学生の全国高校総体参加については、全国高等学校総合体育大会便覧（2007年版）1 全国高等学校総合体育大会開催基準要項（資料3-(2)）のとおり、開催基準要項「12」の大会参加資格を有し、在籍する高等学校を卒業する目的で入学した生徒（短期留学は不可）であることが定められている。

外国人留学生が日本の高等学校に在籍するという事は、「当該校において、日本の高校生とともにその学校の教育課程に沿って学習すること」であり、全国高体連としての基本的な考え方である。

しかるに、書面上あるいは手続上在籍しているものの現に学習活動を行っていない生徒は、全国高校総体の「高等学校に在籍する生徒の健全な発達を図る」との目的に沿わない生徒であって、高校総体への参加を認めることはできない。

そこで、現に高等学校に在籍していることを確認するため、下記書類の提出を大会参加申請書に添付することを要するものとする。

1 外国人登録証書の写し

全国高校総体都道府県予選（地区・支部予選を含む）の参加申し込み日までに就学していることを、「外国人登録証書の登録日」により確認する。但し、外国人登録証書の発行がなされていない場合には、外国人登録証明書交付予定期間指定書により確認する。

2 都道府県高体連専門部長は、上記1の他、必要に応じ、当該校に対して、その他の書類の提出を求めることができる。

※大会参加申請（外国人留学生登録(更新)申請を含む）には、別紙様式1・2を使用する。

様式1 → 鳥取県は専門部様式第8号（当該校→県専門部）

様式2 → 鳥取県は専門部様式第9号（県専門部→県高体連）